

船舶事故調査報告書

令和2年10月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和2年2月24日 11時00分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市足摺岬 ^{あしずり} 南西方沖の岩場 足摺岬灯台から真方位221° 210m付近 （概位 北緯32°43.4′ 東経133°01.1′）
事故の概要	瀬渡船 ^{まるて} 丸手丸は、瀬渡し中、釣り客が船首部と岩場との間に左足を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和2年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 丸手丸、9.1トン KO2-6715（漁船登録番号）、個人所有 14.30m (Lr) × 3.78m × 1.23m、FRP ディーゼル機関、426.59kW、平成13年6月5日 第282-18848号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月1日 免許証交付日 平成28年6月20日 （令和4年4月24日まで有効） 釣り客 男性 60歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約78cm（土佐清水）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和2年2月24日06時30分ごろ高知県土佐清水市伊佐漁港を出航し、06時45分ごろ同漁港西方沖の次郎鼻 ^{じろうのはな} と称する岩場に釣り客を瀬渡しして伊佐漁港に帰港した。 本船は、10時20分ごろ再度伊佐漁港を出航し、10時35分ごろ次郎鼻で釣り客に昼食を渡した際、釣り客から釣果が良くないので

岩場を移動したいとの要望を受け、伊佐漁港東方沖の東布引^{かみのぬのひき}と称する岩場（以下「本件岩場」という。）に瀬渡しすることとし、釣り客を本船の船首甲板に乗せ、10時40分ごろ次郎鼻を出発した。（写真1参照）



写真1 本船

本船は、10時55分ごろ本件岩場北方沖に到着し、操舵室の右舷側と正面の窓を開けた状態で、船長が操舵室の椅子に腰を掛け、前方を向いて舵輪及び主機操縦レバーで手動操舵により本件岩場に向けて南進を開始した。

本船は、本件岩場の北側に船首部を押し付けたところ、船首先端部に取り付けられた防舷材のタイヤの反動により船首部が一旦岩場から離れたので、再度前進して船首部を本件岩場に押し付け、船首部が約20～30cm上下動する状態となった。

船長は、船首部が岩場に押し付けられて安定したと思い、マイク及びスピーカーを使わずに「よっしゃー」という声を出した。

釣り客は、船首部が再度本件岩場に押し付けられたのを確認し、両手に釣り道具を持ち、船首部から岩場に降りようとしたところ、船首部前方の場所は、傾斜が急な斜面であったので降りることができなかった。

釣り客は、船首部の左下に、船首部より低く降りるのに適切な場所を見つけたので、そちらに降り、釣りを行う予定の場所に移動しようとした直後、11時00分ごろ岩場に押し付けられていた船首部が波

浪の影響で動揺して左方にずれ、左足が船首先端部のタイヤと岩場との間に挟まれ、岩場に倒れた。(写真2参照)

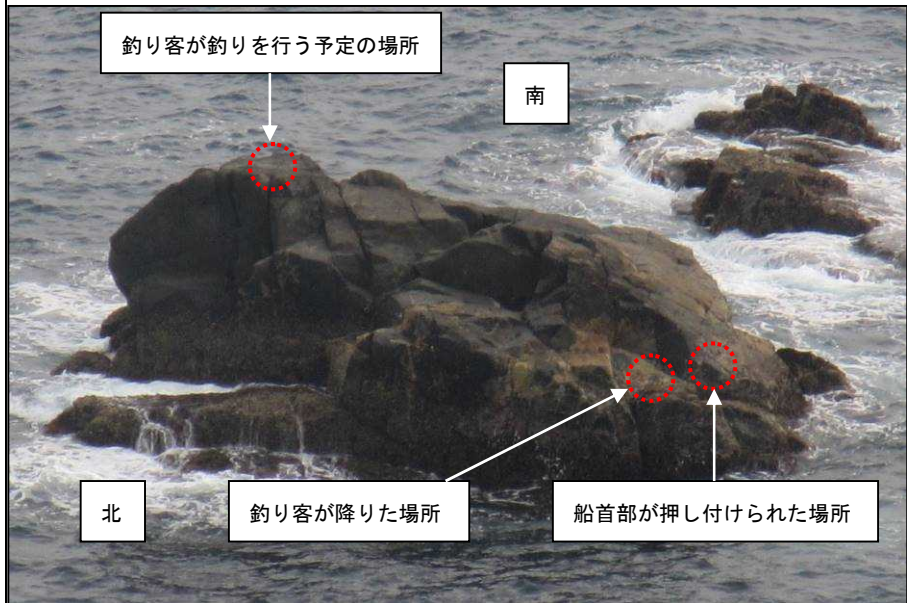


写真2 本件岩場

船長は、船首部を押し付けて安定したと思い、ふと船首方を見たところ、釣り客が降りた場所で倒れていたのが異状に気付き、起き上がった釣り客が本件岩場から離れるよう手を振っているのを見て、船首部を本件岩場から離した。

本船は、再度本件岩場に接近し、釣り客が自力で船首部から本船に這い上がった後、伊佐漁港に帰港し、釣り客は自ら119番通報を行い、到着した救急車により病院に搬送され、左脛骨遠位端骨折、左腓骨骨幹部骨折及び左脛腓靭帯損傷と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

(1) 本船の設備

本船は、船首先端部の下部には防舷材としてタイヤ1個(直径1.4m、厚さ70cm)が、船首甲板の両舷側にはステンレス製のハンドレールがそれぞれ取り付けられており、岩場での釣り客の乗降時には、機関を前進状態としてタイヤを岩場に押し付けて船首部を固定していた。また、操舵室内には拡声器としてマイクが、キャビン外側にはスピーカーが設置されており、各機器に不具合はなかった。(写真3参照)



写真3 船首先端部の防舷材（タイヤ）

(2) 瀬渡し時の船長の注意喚起

船長は、本事故時、船首部が岩場に押し付けられて安定したと思い、マイク及びスピーカーを使わずに「よっしゃー」という声を出したが、その後に船首方を見た時には釣り客が倒れていたため、自分の声が釣り客に聞こえていたかどうかはわからないと本事故後に思った。

船長は、ふだん乗船前には全釣り客に対し、船首部が岩場に押し付けられて船体が安定してから落ち着いて乗降することを伝えており、海上が時化^{しげ}っていて風波の音が大きい場合、マイク及びスピーカーを使って下船の合図を行っていたが、本事故時は海上が平穏であったので大声で合図を伝えれば釣り客に伝わると思い、マイク及びスピーカーを使用しなかった。

(3) 釣り客の磯釣りの経験、本事故時の状況及び服装

釣り客は、本船を利用して磯釣りを行った経験が約30～40回あったが、これまで船長から乗降時機を指示された記憶はなく、本事故時も、本件岩場に到着後、船長の声を聞いた記憶はなかった。

釣り客は、本事故時、帽子、磯釣り用の上着及びズボン、滑り止めの付いた磯靴、手袋、ベスト型の固型式救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
あり

本船は、足摺岬南西方沖の本件岩場において、前進して船首部を岩場に押し付けて瀬渡し中、釣り客が本件岩場に降りた際、船首部が波浪の影響で動揺して左方にずれたことから、船首先端部のタイヤと岩

	<p>場との間に左足を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、船首部を岩場に押し付けた際、船首部が安定したと思ったものの、船首部が約20～30cm上下動する状態であったことから、船首部が確実に押し付けられておらず、波浪の影響で動揺して左方にずれたものと考えられる。</p> <p>釣り客は、船首部が本件岩場に押し付けられた際、船首部前方の場所が傾斜の急な斜面になっており、降りることができないと思ったことから、船首部の左下の船首部より低い場所に降りたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、足摺岬南西方沖の本件岩場において、本船が、船首部を岩に押し付けて瀬渡し中、釣り客が本件岩場に降りた際、船首部が波浪の影響で動揺して左方にずれたため、船首先端部のタイヤと岩場との間に左足を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬渡し船の船長は、岩場で釣り客を乗降させる際、次の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の波浪の状況を十分に確認し、船首部が動くことのないよう確実に押し付けること。 (2) 波浪により船首部が動く可能性があるため、船首部のタイヤと岩場の間に釣り客が挟まれることのないよう、釣り客に対し、乗降する場所を指示すること。 (3) 釣り客に対し、指示があるまで乗降しないようあらかじめ指示し、船首部が岩場に確実に押し付けられていることを確認後、マイク及びスピーカーを使って乗降時機を明確に指示すること。 ・瀬渡し船の船長は、釣り客が負傷した場合、自ら速やかに救急車を要請すること。 ・瀬渡し船の釣り客は、岩場で乗降する際、安全に乗降できないおそれがある場合は、その旨を船長に伝えること。また、自らの判断で乗降せず、船長の乗降時機の指示を受けてから乗降すること。

付図1 事故発生場所概略図

